

## 横手市議会議員政治倫理条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、横手市議会議員政治倫理条例（平成●年横手市条例第●号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（誓約書の提出）

第2条 条例第4条の誓約は、誓約書（様式第1号）によるものとする。

（審査請求の手続等）

第3条 条例第5条の規定により審査の請求をしようとする者は、市民にあつては審査請求書（様式第2号）及び審査請求署名簿（様式第3号）を、議員にあつては審査請求書（様式第4号）を議長に提出しなければならない。

2 前項の審査請求書及び審査請求署名簿（以下「審査請求書等」という。）には、審査請求をする者が署名及び押印をしなければならない。

3 議長は、審査請求書等の提出があつたときは、速やかにその記載事項及び添付書類の内容について点検し、不備があると認めたときは、相当の期間を定めてその補正を命ずることができる。

4 議長は、審査請求を行った者が前項の規定による補正命令に従わないときは、当該請求を却下することができる。

（審査会の設置）

第4条 議長は、審査請求書等を受け取った日から14日以内に横手市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

2 議長は、審査請求書等及び添付資料の写しを審査会に提出し、その審査を求めるものとする。

（審査会の組織）

第5条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（審査会の会議）

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、初回の会議は、議長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議の傍聴については、横手市議会委員会条例（平成17年横手市条例第339号）第19条の規定を準用する。

（審査会の審査結果）

第7条 審査会の会長は、条例第9条第1項に規定する審査会の審査結果について、審査結果報告書（様式第5号）により議長に報告するものとする。この場合において、政治倫理基準に違反し、又はこれを遵守することを怠った事実があると認めるときは、当該報告に次の各号のいずれかの措置を講じるべきかの意見を添えるものとする。

（1）注意

（2）一定期間の出席自粛勧告

（3）議長等の役職辞任勧告

（4）議員辞職勧告

2 審査会の審査結果は、市議会だより、ホームページへの掲載等により公表するものとする。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。ただし、審査会の運営に必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

誓 約 書

私は、横手市議会議員政治倫理条例を遵守し、横手市民の代表者として、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行うことを誓約します。

年 月 日

横手市議会議長 様

横手市議会議員

印

横手市議会議長 様

請求代表者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

審 査 請 求 書

横手市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、審査請求署名簿を添えて、次のとおり審査を請求します。

審査請求の対象となる議員の氏名	
審査請求の対象となる事由の該当条項	横手市議会議員政治倫理条例第3条第 号
審査請求の対象となる事由の内容	
審査請求の対象となる事由を証する資料の名称 (資料は別添のとおり)	

(注) 請求代表者は、自署し、押印すること

※横手市議会議長が、横手市選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについて同意します。



横手市議会議長 様

請求者	横手市議会議員	印
	横手市議会議員	印
	横手市議会議員	印
	横手市議会議員	印
	横手市議会議員	印
	横手市議会議員	印
	横手市議会議員	印

審 査 請 求 書

横手市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、審査請求署名簿を添えて、次のとおり審査を請求します。

審査請求の対象となる議員の氏名	
審査請求の対象となる事由の該当条項	横手市議会議員政治倫理条例第3条第 号
審査請求の対象となる事由の内容	
審査請求の対象となる事由を証する資料の名称 (資料は別添のとおり)	

(注) 請求者は、自署し、押印すること

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

横手市議会議長 様

横手市議会議員政治倫理審査会  
会長 印

審査結果報告書

年 月 日付で審査請求のあった件について、横手市議会議員政治倫理条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。

審査請求の対象となった議員の氏名	
審査請求の対象となった事由の該当条項	横手市議会議員政治倫理条例第3条第 号
審査請求の対象となった事由の内容	
審査の結果	
措置を講じる場合の意見の内容	